

# 大分県豚熱ワクチン使用許可申請等事務処理要領

制 定 令和5年 5月31日 畜振第 561号  
改 正 令和6年 1月16日 畜振第2214号

## 第1 目的

本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第50条に基づく豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）の使用許可に関し、必要な事項を定める。

## 第2 許可の要件

知事は、以下の要件を満たすと判断した者に対して、ワクチンの使用を許可するものとする。

1 「大分県知事認定獣医師に関する認定要領」（令和5年5月31日制定 畜振第561号）により、知事が認定した獣医師（以下「知事認定獣医師」という。）であること。

または、「大分県豚熱ワクチン接種に係る登録飼養衛生管理者に関する登録要領」（令和5年5月31日制定 畜振第561号）により、知事が登録した飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）であること。

2 知事認定獣医師は、以下の条件を遵守できること。

(1) 知事認定獣医師は「豚熱ワクチン年間接種計画書」を提出した農場以外でのワクチン接種及びワクチンの他者への譲渡又は販売等の受渡しを行わないこと。

(2) 「豚熱ワクチン年間接種計画書」（別記様式3）を、ワクチンを接種する農場ごとに作成したうえで、第3の申請方法に基づき「豚熱ワクチン使用許可申請書」（別記様式1）を提出した家畜保健衛生所に提出し、計画に基づき接種すること。

(3) ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には、法第7条、同法施行規則第13条及び豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき標識を付すこと。

(4) ワクチン接種に係る役務の対価を農場に対して説明すること。

(5) 使用したワクチン数量の把握及び記録を確実にを行い、知事に対して毎月報告すること。

(6) ワクチン等の管理を適切に実施すること。

3 登録飼養衛生管理者は、以下の条件を遵守できること。

(1) 知事認定獣医師又は家畜防疫員の指示に従い、接種を実施すること。

(2) 登録飼養衛生管理者がワクチン接種をしようとする認定農場が作成した作業

手順書に従うこと。

- (3) 登録飼養衛生管理者がワクチン接種をしようとする認定農場以外でのワクチン接種及びワクチンの他者への譲渡又は販売等の受渡しを行わないこと。
- (4) 「豚熱ワクチン年間接種計画書」(別記様式3)を、申請者がワクチン接種をしようとする認定農場を管轄する家畜保健衛生所へ提出し、計画に基づき接種すること。
- (5) 知事認定獣医師又は家畜防疫員が交付する「豚熱ワクチン接種票」に従い、指示されたワクチン接種の実施期間を遵守すること。
- (6) ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には、法第7条、同法施行規則第13条及び防疫指針に基づき標識を付すこと。
- (7) 使用したワクチン数量の把握及び記録を確実にを行い、知事に対して毎月報告すること。
- (8) ワクチン等の管理を適切に実施すること。

### 第3 申請方法

ワクチンの使用許可を受けようとする者は、「豚熱ワクチン使用許可申請書」(別記様式1)に必要な事項を記入のうえ、以下の添付書類を添えて申請するものとする。

#### 1 知事認定獣医師

「豚熱ワクチン使用許可申請書」は、県内の診療施設等に勤務する獣医師は、診療施設を管轄する家畜保健衛生所、県外の診療施設等に勤務する獣医師は、ワクチン接種契約を締結する農場を管轄する家畜保健衛生所に提出する。ただし、県外の診療施設等に勤務する獣医師においては、ワクチン接種契約を締結する農場を管轄する家畜保健衛生所が複数ある場合、いずれか1つの家畜保健衛生所に提出することができることとする。

<添付書類>

- ・「豚熱ワクチン使用許可申請に係る誓約書」(別記様式2)
- ・ワクチン接種契約農場ごとの「豚熱ワクチン年間接種計画書」(別記様式3)

#### 2 登録飼養衛生管理者

「豚熱ワクチン使用許可申請書」は、申請者がワクチン接種を実施しようとする認定農場を管轄する家畜保健衛生所に提出する。

<添付書類>

- ・「豚熱ワクチン使用許可申請に係る誓約書」(別記様式2)
- ・申請者がワクチン接種を実施しようとする認定農場の「豚熱ワクチン年間接種計画書」(別記様式3)

### 第4 許可審査

- 1 知事は、第3により申請書を受理した場合は、第2の許可の要件に基づき内容

を審査し、許可の可否を決定する。

- 2 審査の結果、適正と認める申請者に対しての通知は、第5の1による許可証の交付により行うものとする。なお、審査の結果、ワクチンの使用を許可しない場合は、知事はその旨を申請者に対して通知する。

## 第5 許可証の交付

- 1 知事は、第4の許可審査においてワクチン使用の許可を受けた者に対し、「豚熱ワクチン使用許可証」（別記様式4）を交付する。
- 2 ワクチン使用の許可を受けた者が、第7の許可期間の終了後に継続申請しない場合、又は第8の許可の取消若しくは第9の許可の辞退があった場合は、許可証を第3の申請方法で申請書を提出した家畜保健衛生所を通じて知事に返納するものとする。

## 第6 許可事項の変更

許可証の交付後に、許可証記載事項に変更が生じた場合は、速やかに「豚熱ワクチン使用許可事項変更許可申請書」（別記様式5）により、第3の申請方法に準じて申請するものとする。

## 第7 許可期間

- 1 ワクチン使用の許可を受けた者の許可期間は、許可を受けた年の年度末までとする。
- 2 許可期間終了後も継続してワクチン使用の許可を受けようとする者は、知事が指定する日までに「豚熱ワクチン使用許可申請書」（別記様式1）を、第3の申請方法に準じて申請するものとする。

## 第8 許可の取消

ワクチン使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、知事は許可を取り消すことができるものとする。

- 1 知事認定獣医師にあっては第2の2、登録飼養衛生管理者にあっては第2の3の条件を満たさなくなったとき
- 2 その他、第10の実績報告がされない等のワクチン使用の許可を受けた者に相応しくないと知事が判断する事由が発生したとき

## 第9 許可の辞退

ワクチン使用の許可を受けた者が、その許可を辞退しようとするときは、「豚熱ワクチン使用許可辞退届」（別記様式6）を第3の申請方法で申請書を提出した家畜保健衛生所を通じて知事に届け出るものとする。

## 第10 実績報告

ワクチン使用の許可を受けた者は、月ごとのワクチン接種の実施状況について、接種月の翌月の5日までに「豚熱ワクチン実績報告書」(別記様式7)にて、第3の申請方法で申請書を提出した家畜保健衛生所を通じて知事に報告するものとする。